

製品型番登録に関するよくあるご質問

No.	質問	回答
1	補助対象製品登録申請書に会社代表者の捺印が必要ですか。	会社代表者の捺印は不要です。
2	登記事項証明書のうち、どの書類を提出すればよいですか。	履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書を提出してください。
3	登記事項証明書は原本を郵送する必要がありますか。	原本の郵送は不要です。 提出は登記事項証明書をPDF化したファイルをメール等で送付してください。
4	製品型番登録の対象となる製品について、昨年度事業との違いはありますか。	本事業より、以下の補助対象製品が追加となりました。 ・ ルームエアコン（高効率空調） ・ 業務用給湯器 また、令和5年度補正予算事業において、外窓製品（断熱窓）は製品型番登録の対象外としていましたが、本事業より対象となりました。
5	製品型番登録の追加申請は可能ですか。	追加申請は可能です。 「製品型番リスト」及び「製品カタログ（仕様書等）」を提出してください。
6	断熱材で「補助対象製品登録申請書」を提出していましたが、追加で断熱窓の製品型番登録を申請することは可能ですか。	製品種別を追加で登録することは可能です。 「補助対象製品登録申請書」、「製品型番リスト」及び「製品カタログ（仕様書等）」を提出してください。
7	製品型番登録申請後に、担当者や企業情報に変更があった場合、必要な手続きはありますか。	担当者や企業情報等、「補助対象製品型番登録申請書」又は「登記事項証明書」に記載の内容に変更があった場合、変更後の内容を記載した「補助対象製品型番登録申請書」を提出してください。 なお、企業情報の変更があった場合は「登記事項証明書」も併せて提出してください。
8	販売店が製品型番登録の申請をしてもよいですか。	販売店が自社の責任で性能の証明、及び出荷・販売を行える事業者である（製造物責任法（PL法）に規定する製造業者等）場合は申請可能です。 ※詳細については、補助対象製品（性能基準設定製品）に関する型番登録要領及びBEMSに関する製品仕様確認要領の「2-2.製品型番登録を行う者の条件」を確認してください。
9	製品シリーズが同一で性能値が同じであっても、その他の仕様が異なる場合は製品型番を分けて登録してもよいですか。	製品型番を分けて登録することが可能です。 製品シリーズが同一の製品間で区別ができるよう、「製品名」に仕様を記載のうえ分けて登録してください。
10	建築外皮（断熱窓及び断熱材）は、特定の建築物の構造や建物用途専用の製品の場合、補助対象外となることがありますか。	基準値を満たしていれば補助対象となります。 建築物の構造や建物用途専用の製品であることを理由に補助対象外となることはありません。

No.	質問	回答
11	断熱材について、複数の箇所（壁と屋根等）に使用できる製品の場合、製品型番リストの「改修部位種別」はどのように選択すればよいですか。	改修部位種別毎に製品型番登録が必要なため、複数の箇所に使用できる製品の場合は、同一製品であっても別製品として行を分けて「改修部位種別」をそれぞれ選択してください。
12	天井断熱工事に用いる吹込み断熱材の場合、どの基準値が該当しますか。	天井断熱工事に用いる吹込み断熱材においては、熱伝導率が $0.052[W/(m \cdot K)]$ 以下の製品も認めております。 原則はAランクとしての登録となりますが、性能値が高い製品についてはSランクとしての登録を妨げるものではありません。 例えば、グラスウールの天井吹込み断熱材の場合は、 $0.037[W/(m \cdot K)]$ 以下の製品であればSランクとしての登録が可能となります。
13	断熱材について、製品シリーズが同一であっても厚さが異なる場合は分けて登録する必要はありますか。	製品型番リストの「厚さ」は任意入力項目です。 全ての断熱材について厚さ毎に分けて登録する必要はありませんが、ボード品等で決まった数値の製品がある場合は厚さの登録を推奨しております。
14	LED照明器具に制御機能が付いていない場合、製品型番登録の申請はできますか。	LED照明器具に制御機能が付いていない場合、製品型番登録の申請はできません。 本事業の製品型番登録対象となる照明器具の製品区分は制御機能付きLED照明器具となります。 ※詳細については、補助対象製品（性能基準設定製品）に関する型番登録要領14ページ「④制御機能付きLED照明器具」を確認してください。
15	高効率空調、制御機能付きLED照明器具の製品型番登録について、SIIの令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業で製品型番登録申請をした場合、改めて本事業でも書類を提出して申請をする必要はありますか。	令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業で製品型番登録申請をしている場合、「製品型番リスト」の本事業へのご提出は不要です。 ただし、以下書類は事業毎に確認をするため、本事業にもご提出ください。 ①補助対象製品登録申請書 ②登記事項証明書 ※GX推進の取り組みに関する表明を行ったメーカーのみ申請が可能です。
16	BEMSについて、製品仕様確認リストに記載するシステムとしての名称をメーカーにて定めていない場合、「システム・機器名称」はどのように登録すればよいですか。	BEMSの主装置（中央監視装置等）の名称を登録してください。また、製品仕様確認リストは、「システム・機器名称」と「主装置名称」が同じ名称となるよう入力してください。